



注

**K精神障害者数について**

①～③を全て満たす場合は実人員です。全てを満たさない場合は実人員×0.5です。

① 精神障害者である短時間労働者(障害者雇用促進法における短時間労働者)であること

② 次のa又はbのいずれかに当てはまる者であること

a 新規雇入れから3年以内の者

b 精神障害者保健福祉手帳の交付日から3年以内の者

③ 次のa及びbのいずれにも当てはまる者であること

a 令和5年3月31日までに雇い入れられた者

b 令和5年3月31日までに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者